

酒田コミュニケーションポート（仮称）整備実施計画（案）に対する意見公募の実施結果 【概要】

1 概要

- (1) 募集期間 平成30年3月1日(木)～平成30年3月20日(火)
- (2) 意見提出者 9名（持参5名、メール4名）、意見総数26件
※意見提出者が確認できないもの1件（上記9名には含まず）

2 実施計画（案）について提出された意見概要

(1) ライブラリーセンター

① 運営手法（指定管理者）に対する意見 11件

ア 明確な賛成意見 1件（No.3）

イ 明確な反対意見 6件（No.7、8、10～13）

＜主な反対意見のポイント＞

- ・憲法の理念（表現の自由、知る権利）、図書館の自由の保障。
- ・教育機関である。
- ・外部へのお金の流出。
- ・非正規職員の増加。
- ・行政と指定管理者で生じる管理業務の非効率性。

ウ 民間委託に対する懸念 2件（No.4、9）

エ 全国の指定管理者導入状況に関する質問 2件（No.5、6）

② 利用方法に対する意見 1件（No.1）

③ 駅前まちづくりに対する意見 1件（No.2）

④ 人材に対する意見 1件（No.14）

⑤ 蔵書の管理などに対する意見 2件（No.15、16）

※一部指定管理と関連

⑥ 学校連携に対する意見 1件（No.17）

⑦ 配架レイアウトに対する意見 1件（No.18）

⑧ 市民参画等に対する意見 2件（No.19、20）

※一部指定管理と関連

⑨ 休館日に対する意見 1件（No.21）

⑩ レファレンスサービスに対する意見 2件（No.22、23）

※一部指定管理と関連

(2) 駐車場

① 駐車台数に対する意見 1件（No.24）

(3) その他

① 本市歴史を踏まえた行政姿勢に対する意見 1件（No.25）

② 意見公募の実施方法に対する意見 1件（No.26）

3 意見公募の実施結果に伴う実施計画（案）の修正

特になし。

酒田コミュニケーションポート（仮称）整備実施計画（案）に対する意見公募の実施結果

1 概要

- (1) 募集期間 平成 30 年 3 月 1 日（木）～平成 30 年 3 月 20 日（火）
- (2) 意見提出者 9 名（持参 5 名、メール 4 名）、意見総数 26 件 ※意見提出者が確認できないもの 1 件（上記 9 名には含まず）

2 実施計画（案）について提出された意見

※必要に応じて、お寄せいただいたご意見の原文について、文意を変えないよう留意のうえ、語順の入れ替えや表現の変更により、分かりやすく書き直した部分があります。お寄せいただいたご意見について、事務局側で便宜上に分類分けさせていただいています。

(1) ライブラリーセンター

	ご意見	本市の考え方
1	<p>【利用方法】</p> <p>私は毎週金曜日に文化センターでコーラスの練習があるので、ネットで予約した本を図書館で受取り、少し閲覧して館内の練習室に移動していました。ところが、図書館が駅前に移ると、一度駅前に行ってから文化センターに向かうこととなります。</p> <p>この施設は総合文化センターとして、市街地の中心に位置し、その中核である図書館には徒歩で来館し暖冷房のきいた閲覧室の利用者が多くいます。</p>	<p>ご意見あったような利用形態が、駅前移転後は出来なくなることについて、申し訳ありません。一方で、今回の整備は、現中央図書館が手狭になってきており、新しいサービスの実施が難しい現状や駅前・中心市街地の活性化という本市の課題等を踏まえ、計画を進めているものです。</p> <p>なお、場所は移転しますが、閲覧席数を大幅に増やし、また、滞在型図書館として多様な過ごし方ができる場所等を設けたいと考えています。</p> <p>今回、駅前への新たな拠点整備により、まちなかの回遊性を向上させ、様々な経済等への波及効果も期待したいと考えています。</p>
2	<p>【移転】</p> <p>最近「大繁盛の酒田」と時代錯誤も甚だしい歌い文句で総合計画を発表しましたが、図書館は文化の範疇のことで、それを移したから、そこが活性化するものではありません。</p>	<p>これまでのものを移すだけで、また、公共施設単体だけで活性化すると考えておりません。新しい図書館機能や他のサービス機能の充実を図りつつ、民間事業者と連携しながら、駅前地区のエリア価値を高め、周辺への波及効果を期待したいと考えています。</p>

3	<p>【運営】</p> <p>これまでのような堅苦しい雰囲気図書館ではなく、気軽にいろいろな過ごし方ができる図書館とのことで、いまからとても楽しみです。</p> <p>昨年12月のシンポジウムで、こうした新しいタイプの図書館が各地にできていて、多くの利用者に喜ばれていることを知りました。酒田にもそのような図書館ができるとのことで、とても期待しています。</p> <p>指定管理に反対している人の意見が載っていましたが、指定管理だと「知る権利や学ぶ権利が守れない」？直営だと心が豊かになれて、指定管理はなれない？正直、直営を望む理由のところは、言ってる意味が良くわかりませんでした。</p> <p>民間に任せの方がサービスが良くなるのであればそうすべきだし、直営にこだわる必要はないと思います。全国で500館以上が指定管理を導入しているようですし、何か問題を起こしているのはそれなりの理由があるのでしょう。しっかり運営できる事業者を選べばいいだけの話だと思います。</p> <p>人が寄りつかないような、一部の人達のための図書館ではなく、多くの市民に喜ばれるライブラリーセンターになるように頑張ってください。</p>	<p>新しいサービスと合わせて、閲覧席数を大幅に増やし、また、滞在型図書館として多様な過ごし方ができる場所等を設け、子どもから若者世代、高齢者まで幅広い層から利用される施設づくりを図っていきます。</p> <p>運営手法について、指定管理者の導入を考えているのは、周辺民間機能との連携性、新たな付加価値、独創性、柔軟性などの民間のノウハウを積極的に活用し、サービスの向上、まちの活性化を図りたいなどの考え方によるものであります。より市民サービスの質が高められるよう取り組んでいきます。</p>
4	<p>【運営】</p> <p>業者に委託することによって、市民の使用が不自由になっては困る。</p>	
5	<p>【運営】</p> <p>指定管理者制度の導入について、「参考資料」の「市の考え方」は木で鼻を括ったような印象がある。これで納得する人がどれだ</p>	<p>まず初めに、地方交付税算定に係るトップランナー方式に対する意見の経過をご説明させていただきます。これまで、基本計画（28年度策定）に関するパブリックコメント以降、関係市民団体から、トップランナー方式に関連</p>

<p>けいるだろうか。たとえば総務大臣がトップランナー方式を見送った理由として、「教育、調査研究、子育て支援といった政策的な役割を有していること、このため、地方団体から、司書や学芸員などの専門性の高い職員を長期的に育成、確保する観点から、指定管理者制度を導入していないという意見が多いこと」と述べているにもかかわらず、それについてはまったく触れず、「実態として、各自治体の事情により指定管理の導入がまだ十分に進んでいないこと等を踏まえ、交付税算定への反映を見送ったものと考えます。」と強引にまとめている。非常に不誠実である。</p>	<p>して「高市総務大臣が図書館は指定管理には馴染まないという国会答弁をしている」という話をいただいています。この点について、本市で事実確認を行った結果、誤解が生じていると考え、客観的に正式な国の考え方を引用させていただいたというのが、市の考え方に記載した趣旨でありました。</p> <p>また、補足ですが、高市総務大臣の国会答弁に合わせて、文部科学省の考えとして、次のとおり答弁しています。「～トップランナー方式に対する懸念、意見として、図書館、博物館、公民館につきましては、それぞれの法律の規定に基づき、司書、学芸員等の専門職員が地域や住民の多様なニーズに応じて教育活動を提供しているところ、これらの役割を担える適当な指定管理者を得ることができない等の理由により、指定管理者制度を導入していない自治体が多くある。こういった中で、同制度を標準とするトップランナー方式を導入した場合、施設の機能が十分に果たせなくなるとの懸念を伝達した～」と答弁しています。</p> <p>なお、高市総務大臣は、図書館への指定管理者制度導入に対する見解として、「～図書館を含め地方公共団体の公の施設を最も効率的、効果的に管理できる主体が何であるかということは、それぞれの地方公共団体の実情に応じて異なるものである。直営、民間委託、指定管理者制度といった事業の実施方法はもとより、指定管理者の選定の基準についても地方の実情に応じて適切に選択していただきたい～」と国会答弁しています。</p> <p>その上で、今回、意見のありました件について、お答えします。</p> <p>地方団体から「専門性の高い職員を長期的に育成、確保する観点から導入していないという意見が多いこと」については、実際、各自治体の規模が様々ある（都道府県から市町村まで）中で、個々の団体の実態や水準（専門職の職員採用状況、人材育成・人事異動等）が統計上どうであるのか承知しておりません。自治体の財政運営上大変重要である交付税の確保という議論の観点から、導入していない自治体の主な考え方の一つであると理解します。</p> <p>人口規模が大きい自治体では、図書館司書枠の採用を行っていると思われる</p>
<p>6 【運営】</p> <p>「図書館他については、業務性格とし既にトップランナー方式を導入した庁舎管理などの定型的業務とは異なり、教育、調査研究、子育て支援といった政策的な役割を有していること、このため、地方団体から、司書や学芸員などの専門性高い職を長期的に育成確保する観点から、指定管理者制度を導入していないという意見が多い」点についてはどう考えているのでしょうか。</p>	<p>その上で、今回、意見のありました件について、お答えします。</p> <p>地方団体から「専門性の高い職員を長期的に育成、確保する観点から導入していないという意見が多いこと」については、実際、各自治体の規模が様々ある（都道府県から市町村まで）中で、個々の団体の実態や水準（専門職の職員採用状況、人材育成・人事異動等）が統計上どうであるのか承知しておりません。自治体の財政運営上大変重要である交付税の確保という議論の観点から、導入していない自治体の主な考え方の一つであると理解します。</p> <p>人口規模が大きい自治体では、図書館司書枠の採用を行っていると思われる</p>

		<p>ますが、本市の場合は、これまで、厳しい定員管理、人事施策上、図書館採用枠は設けていません。今後も、財政規模が縮小していく中で、行政として持続可能な運営を未来へ責任を持って繋げていくためにも、正職員としての独自採用は自治体経営上出来ないと考えております。これまで通り、労働条件が不安定な非常勤職員で対応することも考えられますが、サービスの充実を図っていききたい中で、スタッフ間の一体感の醸成面等での課題があります。</p> <p>一方、現在、全国図書館への指定管理導入率は、15.6%（H27 文部科学省調査結果）となっており、確かに比率ではまだ低い状況と見ることができますが、制度導入以降年々増加し、近年は、年に50館程度ずつ毎年導入が進んでいる状況です。来年度以降もこの傾向は続くものと思います。全国的に指定管理の導入実績が積み上がっていることや、導入している事例を見ても十分なサービスに取り組んでいることも確認できます。</p> <p>これらの状況を踏まえつつ、本市としては、実施計画案のP36に示させていただいた4つの大きな考え方のもと導入の方針を固めたものであります。</p>
7	<p>【運営】</p> <p>新しい図書館について、管理は酒田市の直営、所管は教育委員会、職員は酒田市の直接雇用で運営されることを望みます。</p> <p>公共図書館の役割は、憲法の理念（表現の自由、知る権利など）を万人に無償で提供することにあります。利潤と効率化が求められる民営化では、この理念がないがしろにされるおそれがあります。図書館は、公の施設であると同時に教育機関です。教育は行政の責任で行うべきです。</p>	<p>ライブラリーセンターは、図書館法に基づく教育機関として、教育委員会が責任を持って運営していきます。指定管理者制度は、民営化ではありません。教育委員会の管理監督のもと、民間ノウハウを発揮してもらいながら、よりよいサービスの実現を図るための一つ的手段と考えています。</p> <p>その上で、公益社団法人 日本図書館協会が採択した「図書館の自由に関する宣言」の4項目（資料収集の自由・資料提供の自由・利用者の秘密を守る・全ての検閲に反対）などについて、影響を受けるものではないと考えています。</p>

<p>8 【運営】</p> <p>図書館は生涯学習の拠点となる教育施設です。「資料収集の自由・資料提供の自由・利用者の秘密を守る・全ての検閲に反対」により、市民の知る権利、学ぶ権利を保障するのが公立図書館の役割です。指定管理者制度を導入することは、市という行政組織がこの役割を十分に果たしきれなくなることを考えます。なぜなら、市が全てを把握することは実態として困難になるからです。</p>	<p>なお、行政と指定管理者との役割分担のもと、行政としては、図書館協会や社会教育委員会議などからも毎年の事業に対する評価や意見を継続して伺っていきましますし、定期的な利用者アンケート等の実施も検討しながら、日常的にも利用者の苦情等があれば、直接、教育委員会でも受け付けていきます。</p>
<p>9 【運営】</p> <p>駅前開発は長い期間にわたって何度も計画を建てては消えていったようですが、この度は都会の大きな建設会社がバックにあって、市は図書館の建設費を分担するようですが、今後「光の湊」株式会社が運営するのか解りませんが、図書館経営は経済上無理だと思います。民間は採算が合わないと直ぐに撤退します。</p>	<p>今回、考えている運営手法は、行政が必要な予算を措置して、民間企業から仕様書に基づく業務を担ってもらうものであり、公的資金で運営していくものです。</p>
<p>10 【運営】</p> <p>片山善博氏共著「地方自治と図書館」の中で氏は『「地方創生」がうまくいかないだろうと予測する理由は地方側にもある』として、多くの地域に共通するのが地域から外部に向けてお金が流出し続けている状況であると述べています。指定管理者制度を導入した公共図書館についても域外の事業者ビジネスチャンスを与え、本来なら地元書店から購入するのが望ましい蔵書についても域外の事業者にお金を流出させることになる。加えて、有期の指定管理者の雇用は非正規職員の比率が非常に高いため、専門職であるはずの司書職が若い人にとって魅力的な職にならず、地元定着にむすびつかなくなると指摘しています。この点からも、図書館を指定管理にすべきでないと考えます。</p> <p>米沢方式であれば、上記の懸念はかなり薄らぐとは思いますが、</p>	<p>地域経済の活性化のため、地域内消費・循環や域外からの外貨を稼ぐことが重要となりますが、一定レベルの教育・文化水準などを維持するため、すべてのものを地域内で調達できないのも事実であります。その上で、図書館のコストの大部分は人件費となりますので、指定管理者募集の際には、地元雇用への配慮をお願いしていきたいと考えます。</p> <p>また、図書館が購入する図書については、従来地域内の書店により構成させていた納入組合より購入していたところですが、地域内書店の減少により納入組合が解散したため、域外の書店より調達していかざるを得ない状況となっております。</p> <p>職員体制については、現状、財政・人事上、非正規職員が多く、1年更新の不安定な雇用形態となっております。民間企業側の雇用ルールにもよりますが、仮に指定管理期間が5年であれば5年間雇用ができ、さらに指定管理期間が継続更新なれば、継続雇用ができるなども可能性もあるものと考えます。</p>

	民間業者への委託はさけるべきではないでしょうか。	
11	<p>【運営】</p> <p>指定管理者側にも管理業務は発生します。企画計画などの業務も図書館の実態把握が今よりしにくくなっていく市側が単独で行なうことは困難と考えます。双方で管理業務が発生し、効率的な運営にならないと考えます。</p>	<p>市としては、効率性のみをもって指定管理者の方針を固めたものではありません。限られた資源の中で、より良いサービスを提供し、持続可能な運営を未来へ責任を持って繋げていくために、効果的かつ効率的な観点から検討を進めてきたものであります。</p> <p>基本的には、企画立案についても、行政と指定管理者が連携して、サービスの質の向上を図っていきたいと考えています。管理業務の定義が不明ですが、双方が連携し、様々な情報・視点を持ち合わせることで、新しい企画が生まれたり、相乗効果も期待されるものと考えます。</p>
12	<p>【運営】</p> <p>酒田市が直接責任を持って運営するように強く求めたいと思います。中央図書館は、市の歴史、文化を未来につなぎ、市民の教養と知る権利を保障する重要な文化施設だからです。指定管理の方が充実しているなど考えるのではなく、酒田市が市民のためにどうしたらより良い図書館をつくれるのかを考えていただきたい。</p> <p>公務員は国家、地方を問わず国民・住民への奉仕者としての民間にはない重要な役割があると思います。公務員は憲法の実現するために仕事をしているのだと私は考えます。だからこそ憲法遵守の宣誓をするのではないのでしょうか。市の幹部職員と全ての市職員の皆さんが、市民のために市民と協働して、より良い酒田市をつくっていく。市長をはじめ、市役所全体がその理想のためにこそ、その姿勢を示していただきたい。</p> <p>様々な部門が民間に移管されたりしていますが、私はそこにも大きな疑問を持っています。市民のためにどうすればより良い仕事ができるかを常に市民の立場に立って考えてほしいと思いま</p>	<p>自治体は、住民の福祉の増進を図るため、最少の経費で最大の効果を上げ、持続可能な行財政運営を進めていく責務があります。その上で、まずは本市の様々な行政需要に対して、どのように効果的・効率的な組織体制を整備していくかが肝要となります。定員管理上、資格・専門知識・専門技術の視点、恒常性の視点、権力性の視点、裁量・判断の視点、定常性（例年、例月又は毎日生じる業務、ルーティンの要素の強い業務かどうか）の視点から業務を整理し、民間に豊富にノウハウがあり、市民に喜ばれるサービスを安定的に供給できると考えられるものは民間の力を借りるなどとしています。</p> <p>こういった方針のもと、図書館については、実施計画案のP36に示させていただいた4つの大きな考え方により導入の方針を固めたものであります。</p>

	<p>す。市職員となった志を大きく成長させていただきたいと思ひます。市の文化・教養の中核を指定管理の業者に依存することには反対です。</p>	
13	<p>【運営】</p> <p>指定管理制度より市直営が良い。最近、東北各地でも市直営の図書館が好評を博している。</p> <p>図書館は、公の機関であり、教育に深い関係がある質の高い司書を育て継続的に市民・子どもに必要な情報を提供する努力が必要。市は、誇りを持って市直営の図書館をつくるべきです。</p> <p>スマホ依存の子ども、若者が時々とんでもない事を起し、前途に不安を感じることが多い。明治生まれの母は、酒田女学校の図書館にあった自由学園の羽仁もと子の本を読んで、戦前・戦後のどんな苦勞をも、子育てにも乗り越えることが出来たとよく話していました。図書館、司書の役割はとても大きいのです。</p>	
14	<p>【運営】</p> <p>他の市町村では、最近図書館の有能な館長を中心に、スタッフも各方面に精通した人材を置いて文化活動を活発にしているようです。うらやましい。</p>	<p>館長・スタッフの施設で働く者全ての意識向上、人材育成が魅力ある施設運営には重要と考えています。また、人材の確保も、求める能力を明確にしながら、進めていきたいと考えます。</p>
15	<p>【蔵書】</p> <p>以前、赤旗日刊・日曜版を図書館で見ることが出来ました。何で、現在置いていないのか。理由を聞いても答えなしです。激動の時代、資料として日刊紙は最低必要です。近頃新聞も読まない人が増えています。</p>	<p>平成5年度～平成14年度に日本共産党機関紙「赤旗」を新聞架に出していましたが、公立図書館において特定政党の機関紙を閲覧用に提供することには問題があると考えたため、平成15年度からは閲覧用として提供しないこととしたものです。</p> <p>なお、仮に提供するとすれば、主な政党の機関紙すべてを閲覧用として提供する必要がありますが、現状ではスペース的に困難であることから提供していないものです。</p> <p>新施設時の対応については、今後、検討していきます。</p>

16	<p>【蔵書】</p> <p>30万冊もの市民の財産である蔵書の維持管理を市はどのような方法で行なうのでしょうか。日常的に図書館を把握していなければ、実態は「お任せ」になるものと考えられます。</p>	<p>蔵書構成の構築については、教育委員会が定める蔵書計画基本方針に基づき、選書や除籍の実務を指定管理者が行います。その上で、選書や除籍の最終確認は教育委員会で行います。必要に応じて、外部委員会へも報告しながら評価を行っていきたいと考えます。</p>
17	<p>【学校連携】</p> <p>学校図書館との連携については、イベント的なものでなく、双方向での日常的な連携が必須です。学習内容や各学校で必要としている資料の把握などをどのように行うのでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、双方向の連携が重要と考えています。実施計画案のP17に記載のとおり学校・関係機関との情報共有を図りながら、学校の学習支援等に取り組んでまいります。具体的な資料等の把握方法については、個別ヒアリング等も含め今後の検討事項となります。</p>
18	<p>【配架レイアウト】</p> <p>配架レイアウトなどの詳細決定に際しては、現図書館職員、図書館関係団体、図書館に造詣の深い有識者と協議をしていただきたい。現在の図書館で感じる問題点なども現場の方は把握しているはずです。</p>	<p>ご意見のとおり、今後も、現図書館職員や図書館設計専門家の意見等をいただきながら、進めてまいります。</p>
19	<p>【市民参画等】</p> <p>市民が新しい図書館について話し合いをする場を持っていただきたい。</p> <p>市民ボランティアについて、指定管理者の下請けやイベントの実施では、図書館を共に育てていくボランティアにはなりえないと考えます。図書館は市民が共に育てていくものである認識を広めなければ、良い図書館になっていかないのではないのでしょうか。</p>	<p>市民意見については、今後も必要に応じて伺っていきたいと考えてます。また、随時、意見などの要望があれば、お問合せいただければと思います。市民ボランティアを含めた市民参画のあり方については、これまでの図書館運営の中でも課題でありましたので、実施計画案P40に記載のとおり、様々な視点で検討し、出来るものから進めていきたいと考えています。</p>
20	<p>【市民参画等】</p> <p>図書館の事業運営は「本屋にまかせると」と話されているのをお聞きしましたが、本当でしょうか。私は、小学校や地方をまわり、今まで図書館を利用してきましたので、市民がいろんな意見を出しながら、素晴らしい図書館に発展、運営するのが酒田市民の方々の意見ではないかと思っています。これからの市政の発展を祈っ</p>	

	ています。	
21	<p>【休館日】</p> <p>休館日は一定日数確保していただきたい。</p> <p>人材育成や運営の共有などの視点で、職員が全員で協議する時間は必要と認識しています。サービスの質の向上のために是非確保していただきたいと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、サービスの質の向上の観点等から定期の休館日を検討課題の一つとして考えておりますが、一方で、現在の中央図書館が定期の休館日を設けず、図書館サービスを提供してきたということが市民に浸透していることや民間施設との連携という視点も含めて、今後、具体化していきたいと考えています。</p>
22	<p>【レファレンス】</p> <p>レファレンスの充実をあげていますが、30万冊もの蔵書を生かすことが、5年間有期の指定管理で可能なのでしょうか。短期習熟が可能であるなら、市の財産として今から司書を育成する方が有意義と考えます。</p>	<p>レファレンスサービスの充実については、これまでも課題でありました。目指すべき方向性については、実施計画案のP13に記載させていただいています。その実現のため、指定管理者には、ノウハウを含め研修等の人材育成体制などを要求水準として求めていると考えています。</p>
23	<p>【レファレンス】</p> <p>レファレンスサービスに関して東北公益文科大学図書館を当てにしているらしい。今も頻繁に利用しているものとして、一般市民よりは状況を知っているつもりだが、現実的な方策とは思えない。具体的な改革案があるのだろうか。</p>	<p>レファレンスサービスの充実については、これまでも課題でありました。様々なレファレンスに対応していくためには、本市の図書館にある情報だけでは限界があり、地域の大学図書館を含む他の機関などへの照会を行いながら進めていく必要があると考えています。具体的な体制は、今後、協議しながら検討していきます。</p>

(2) 駐車場

	ご意見	本市の考え方
24	<p>【駐車台数】</p> <p>大都会の図書館ならいざ知らず、駅前にあっても、公共交通機関や徒歩、自転車で行ける市民はごくわずかである。現在の図書館と同じように、ほとんどが自動車を利用するだろう。ところが「計画(案)」では有料の立体駐車場を256台だけ用意するとしている。説明会に参加した際にもこの点について指摘したが、「公共交通機関を利用していただきたい」という本市の現実とは懸け離れた答</p>	<p>現在の文化センターの駐車場は255台となっており、今回の駅前で262台の立体駐車場を整備することから、文化センターと遜色ない規模となります。なお、現状、図書館利用者のみで文化センター駐車場が満車になることはありません。</p> <p>262台の根拠としては、他市の新図書館の入館者数の伸び率を参考に公共施設利用者のピーク時で試算すると160台程度必要と考えており、これに公共施設以外の利用者分を見込んで計画しています。</p>

<p>えで、本気で考えているようには思えなかった。</p> <p>図書館利用を諦める人が出てくるのではないか、周辺地域での迷惑駐車が増加しないか等、心配は尽きない。総合文化センター内の現状の方が良いのではないだろうか。</p>	<p>なお、ホテル事業者やバンケット事業者で、それぞれで単独の駐車場を準備していく予定であり、平時としては対応できるものと考えます。</p> <p>ただし、オープン当初やイベント時等は、想定を超えることも考えられますので、対策については、今後検討していきます。</p>
---	--

(3) その他

	ご意見	本市の考え方
25	<p>【その他】</p> <p>かつて「文化都市酒田」の垂れ幕が旧庁舎に掲げられていたことがあった。</p> <p>日本で初の公益大学の開校は、「公益の祖」と言われる本間光丘の没後 200 年にあたる。</p> <p>河村瑞賢の西廻り航路の前に、砂丘地を拓き、自由自立の酒田を築いた先人がいたことを忘れてはならない。「温故知新」の諺は現在も通用する。</p>	<p>本間光丘などの先人達の私財を投じたまちづくりなどの礎の上に育み築かれてきた本市において、その心意気を引き継ぎながら、未来のまちづくりを進めていきたいと考えます。ご意見として承ります。</p>
26	<p>【その他】</p> <p>今回の意見公募の公表資料はなぜ図書館に置かれなかったのでしょうか。図書館に関心の高い方は、図書館を訪ねる率が高いと思われれます。</p> <p>指定管理者制度の導入は、図書館では特に全国的にも課題が多いとされている事項であるのに、資料を紐解かなければそのことについて知ることができないというのは、市民になるべくわかりにくく物事をすすめているような印象を受けます。</p> <p>これから特に図書館に関わる事項については、図書館（分館も）には必ず公開していただきたいと思えます。</p>	<p>意見公募については、市の統一的運用に基づき実施しております。市広報、市ホームページ、市 facebook にて、広く市民に周知を図りました。</p> <p>図書館の指定管理が、全国的に特に課題が多いという点について、統計上分かりませんが、ある他団体の事例を契機に注目を浴び、賛否両論を呼んだことは承知しますが、本市としては、持続的により良いサービス提供を図っていくため、実施計画案の P36 に示させていただいた 4 つの大きな考え方のもと導入の方針を固めたものであります。</p> <p>今回の関連資料については、ご指摘のとおり図書館にも備え付けてまいります。</p>